

随意契約理由書

1 業 務 名	2020 年度阪神高速道路の交通技術に関する調査検討等業務
2 業 者 名	阪神高速技研（株）
3	
<p>本業務は、交通管制の主要な機能である情報収集・処理・提供に関する検討やその他 I T S 関連技術の調査・整理を行うことで、将来の交通管制システムの機能向上を図ること、及び、阪神高速道路における事故発生状況や交通安全対策を分析・整理・蓄積することで、継続的な交通安全水準の向上を図ることを目的とした業務である。あわせて、業務成果を諮る交通技術委員会等の運営を行う。</p> <p>業務の円滑かつ効率的な実施のためには、当社の交通管制システム等における道路交通情報の収集・処理・提供の機能及び運用方法や、阪神高速道路における交通安全対策に係る検討・実施ノウハウやその評価等に精通した上で、当社の意図を的確かつ迅速に反映し、技術・ノウハウの蓄積と品質・コストパフォーマンスの向上を図ることが必要である。</p> <p>阪神高速技研（株）は、当社の経営戦略、方針に基づき、当社のグループ会社として、当社と一体となって業務を実施するために設立された法人である。過年度より実施してきた交通管制・交通安全対策に関する業務を通じて、当社の交通管制システム等における道路交通情報の収集・処理・提供の機能や運用方法、及び、阪神高速道路における交通安全対策に係る検討・実施ノウハウやその評価等に精通しているとともに、当社の管理する構造物、施設の状況、すべての基準・規定を熟知している。さらには、共通の経営目的をもって業務を行っており、技術・ノウハウの蓄積と品質・コストパフォーマンスの向上を図っている。</p> <p>よって、同社は、他者よりも本業務を適切かつ効率的に実施できるものと考えられるため、阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 1 号の規定により随意契約とする。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 1 号の規定による。	